

運用1（農地防災事業）

（目的及び趣旨）

第1 農地防災事業の運用については、制度要綱及び交付要綱によるほか、この運用に定めるところによる。

第2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1の運用1の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1の運用1の第1、第2（2の規定を除く。）及び第3から第6までの規定、別紙様式第1号から第18号まで、運用1別紙1及び運用1別紙1別表第1（番号1から5までの欄を除く。）、運用1別紙2並びに運用1別紙2別記1及び別記2、運用1別紙3（第6の2の表の「奄美」欄及び「離島」欄を除く。）並びに運用1別紙3別記様式及びその別紙、運用1別紙4、運用1別紙4別表1及び別表2並びに運用1別紙4別記様式及びその別紙並びに運用1別紙5並びに運用1別紙5別表1、別紙様式第1号及び別紙様式第2号、運用1別紙6、運用1別紙7及び運用1別紙7別記様式は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（第3の1、第5、運用1別紙1のⅡ. 2(5)及びⅤ. 2並びに運用1別紙4の第4の2の規定を除く。）中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第2の柱書き	農山漁村地域整備交付金	本交付金
	実施要綱第3に掲げる農山漁村地域整備計画とあわせて	交付要綱第15に定める実施要件確認に必要な資料として
	地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）	内閣府沖縄総合事務局長
第3の3及び第4、第5の柱書き、運用1別紙2の第7柱書き、運用1別紙4の第5柱書き、運用1別紙5第6の3、運用1別紙6第3の3(2)、運用1別紙6の第5柱書き並びに運用1別紙7の第4柱書	地方農政局長等	内閣府沖縄総合事務局長

き		
第5の柱書き	都道府県ごとに設置される協議会	沖縄県に設置される協議会
第6の1	別紙3-2	取扱い
別記様式第3号	農政局名	内閣府沖縄総合事務局
運用1別紙1のI.2(1)	、豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。）又は振興山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。）であって、	であって、
運用1別紙1のI.2(2)ア(7)a	離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に基づく指定地域（以下この運用別紙において「離島」という。）にあつては、受益面積がおおむね40ヘクタール（特例地域において行うものの受益面積については、おおむね30ヘクタール）以上	特例地域において行うものの受益面積については、おおむね30ヘクタール以上
運用1別紙1のII.1(1)カa	振興山村及び半島振興地域（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。）において行う	において行う
運用1別紙1のII.2(1)アa	400ヘクタール	200ヘクタール
	100ヘクタール	60ヘクタール
	以上のもの。ただし、奄美群島で行うものにあつてはイのaの基準による	以上のもの
運用1別紙1のII.2(1)	イ ア以外のものが行うもの a 受益面積がおおむね200ヘクタール（ため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあつては、おおむね60ヘクタール）以上のもの	イ （削除）

	b 総事業費がおおむね8,000万円以上のもの	
運用1別紙1のII.2(3)ア(ア)	a 受益面積がおおむね70ヘクタール以上のもの ただし、奄美群島及び離島において行うものにあつては、(イ)のaの基準による	a 受益面積がおおむね20ヘクタール以上のもの
運用1別紙1のII.2(3)ア	(イ) (ア)以外のものを行うもの a 受益面積がおおむね20ヘクタール以上のもの b 総事業費がおおむね3,000万円以上のもの	(イ) (削除)
運用1別紙1のII.2(4)ア(ア)	a 受益面積がおおむね200ヘクタール以上のもの ただし、奄美群島及び離島において行うものにあつては、(イ)のaの基準による	a 受益面積がおおむね100ヘクタール以上のもの
運用1別紙1のII.2(4)ア	(イ) (ア)以外のものを行うもの a 受益面積がおおむね100ヘクタール以上のもの b 総事業費がおおむね3,000万円以上のもの	(イ) (削除)
運用1別紙1のII.2(5)	ア 都道府県が行うもの ただし、奄美群島及び離島で行うものにあつてはイの基準による (ア) a 湖岸堤防工事にあつては、受益面積がおおむね20ヘクタール以上のもの b 土砂の崩壊を防止する工事にあつては、受益面積がおおむね5ヘクタール以上のもの (イ) 総事業費がおおむね800万円以上のもの	ア (削除)
	イ ア以外のものを行うもの	ア 沖縄県以外のものを行うもの
運用1別紙1のIII.2(1)アa	400ヘクタール（離島にあつては、受益面積がおおむね300ヘクタール）	400ヘクタール

運用1別紙1のIV.2(1)ア	北海道が行う排除工事にあつては、受益面積がおおむね10ヘクタール以上	(ウ) (削除)
運用1別紙1のIV.2(1)イ(ア)	10ヘクタール以上	10ヘクタール以上（ただし、離島等にあつては、本工事、関連工事、特殊農地保全整備工事の受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上で、かつ本工事の受益面積がおおむね5ヘクタール以上）
運用1別紙1のIV.2(2)	特殊農地保全整備工事（受益面積がおおむね40ヘクタール（優良農用地の確保に資するための農用地の整備と地域の実情に即した高付加価値農業の推進に関する計画（以下この運用別紙において「農地保全地域高付加価値農業推進計画」という。）に基づいて行うものにあつては、おおむね20ヘクタール）以上の農地侵食防止工事（排除工事を除く。）と併せ行う場合に限る。）にあつては、次の基準による。（(3)に掲げる場合を除く。）	特殊農地保全整備工事（農地侵食防止工事（排除工事を除く。）と併せ行う場合に限る。）にあつては、技術的・経済的に妥当と認められるもので、以下に定めるもの
運用1別紙1のIV.2(2)ア	30ヘクタール（農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて行うものにあつては、おおむね20ヘクタール）	5ヘクタール
運用1別紙1のIV.2(2)イ	畑地かんがいについては、受益面積がおおむね50ヘクタール（農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて行うものにあつては、おおむね20ヘクタール）以上のもの	畑地かんがいについては、受益面積がおおむね20ヘクタール（農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて行うものにあつては、10ヘクタール）以上のもの。ただし、団体営事業にあつては、受益面積の制限は設けないものとする。

	ウ 農地開発については、造成農用地面積がおおむね30ヘクタール（農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて行うものにあつては、おおむね20ヘクタール）以上のもの	ウ （削除）
運用1別紙1のⅣ.3	団体に限る。（北海道の石れきの排除にあつては、道又は団体。）	団体に限る。
運用1別紙1のⅤの2(2)ア	都道府県営事業	県営事業
運用1別紙2の第6の2(3)ア(ア)	100ヘクタール（奄美諸島において行うものにあつては、おおむね60ヘクタール）	60ヘクタール
運用1別紙2の第6の2(3)ア(イ)	400ヘクタール（奄美諸島において行うものにあつては、おおむね200ヘクタール）	200ヘクタール
運用1別紙2別記2の1(5)	(イ)山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村 (ウ)離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域 (エ)半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域	(イ)沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3項に規定する離島
運用1別紙2別記2の3(2)エ	運用2（水質保全対策事業）	運用2（水質保全対策事業）第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領運用2
運用1別紙3第2の1(1)ア	1億円以上のものをいう。ただし、奄美群島及び離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく指定地域（以下この運用別紙において「離島」という。）にあつ	1億円以上のものをいう。

	ては、5,000万円以上のものをいう。	
運用1別紙3第2の1(2)ア	並びに離島及び奄美群島にあっては、	にあっては、
運用1別紙3第5の柱書き及び運用1別紙5第6の3	地方農政局長	内閣府沖縄総合事務局長
運用1別紙3第6の1	運用1	運用1第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1の運用1
運用1別紙3第6の2の表	注：「都道府県」には、離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域及び奄美群島（鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域をいう。）の区域は含まないものとする。	注：（削除）
運用1別紙3別記様式及び運用1別紙4別記様式	農林水産省農村振興局長 地方農政局長 殿	内閣府沖縄総合事務局長 殿
運用1別紙4第4の1	(1) 大規模地震対策特別措置法（昭和53年6月15日法律第73号）に基づく地震防災対策強化地域	(1) （削除）
運用1別紙4第4の2(1)	都道府県道	県道
運用1別紙4第6の1	工事費及び効果促進事業	工事費
運用1別紙5第3の1(1)ア	(ア) 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条に基づき指定された地震防災対策強化地域	(ア) （削除）
	(ウ) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第3条に基づき指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝地震防	(ウ) （削除）

	<p>災対策推進地域</p> <p>(エ) 首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第3条に基づき指定された首都直下地震緊急対策区域</p> <p>(オ) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条に基づき指定された豪雪地帯</p>	<p>(エ) (削除)</p> <p>(オ) (削除)</p>
運用1別紙5第5の2(1)ウ(ア)	<p>b 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村</p> <p>c 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域</p> <p>d 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域</p>	b 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3項に規定する離島
運用1別紙5別表1の留意すべき事項(5)ア	受益戸数は、おおむね20戸（北海道、離島、沖縄県及び奄美群島にあっては10戸、集落排水路にあっては10戸）以上とする。	受益戸数は、おおむね10戸（集落排水路にあっては10戸）以上とする。
運用1別紙5別記様式第2号及び運用1別紙7別記様式	地方農政局長 殿（北海道にあっては農林水産省農村振興局長）	内閣府沖縄総合事務局長 殿
運用1別紙6第3の3	農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号農林水産事務次官依命通知）別表	別表2
運用1別紙6第3の3(1)	<p>イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村</p> <p>ウ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定さ</p>	<p>イ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3項に規定する離島</p> <p>ウ (削除)</p> <p>エ (削除)</p>

	<p>れた離島振興対策実施地域（以下この運用別紙において「離島」という。）</p> <p>エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域</p>	
<p>運用1別紙6 第4の2(1)</p>	<p>カ 離島において行うものにあつては、エの規定にかかわらず、農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね80ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が4億円以上のもの</p> <p>キ 特例地域であつて、かつ、離島である地域において行うものにあつては、エからカまでの規定にかかわらず、農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね60ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が3億円以上のもの</p>	<p>カ（削除）</p> <p>キ（削除）</p>

第3 不発弾等事前探査実施要綱の規定の準用

不発弾等事前探査実施要綱（昭和50年4月30日付50構改D第307号農林水産事務次官依命通知）第1から第6までの規定及び別記は、本事業において準用する。この場合において、これらの規定中、「別表に掲げる事業」とあるのは「農地防災事業（不発弾等事前探査を除く。）」と読み替えるものとする。

第4 経過措置

- 1 農地防災事業実施要綱（昭和40年12月24日付け40農地D第1829号農林事務次官依命通知）、地域ため池総合整備事業実施要綱（平成21年3月31日付け20農振第2286号農林水産事務次官依命通知）、農業用河川工作物応急対策等整備事業実施要綱（昭和54年4月3日付け54構改D第239号農林水産事務次官依命通知）、土地改良施設耐震対策事業実施要綱（平成16年3月30日付け15農振第2639号農林水産事務次官依命通知）、農村災害対策整備事業実施要綱に基づき採択された地区、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林事務次官依命通知）別紙1の1（1）キ、ク、ケ、コ、及びサに基づき実施してきた地区、又は地域自主戦略交付金交付要綱（農林水

産省)の一部改正について(平成24年4月6日付け23農振第2593号農林水産事務次官依命通知)による改正前の地域自主戦略交付金交付要綱(農林水産省)(平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知)別紙(番号12農地防災事業に係る運用)に基づき実施してきた地区であって、平成24年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。

2 1により移行された地区については、なお従前の例による。

3 農山漁村整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長通知・21農振第2454号農林水産省農村振興局長通知・21林整計第336号林野庁長官通知・21水港第2724号水産庁長官通知)別紙13の第3の規定に基づいて、平成23年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区、又は地域自主戦略交付金交付要綱別紙(番号12農地防災事業に係る運用)の第3の1の規定に基づいて、平成24年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要綱又は要領に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。

4 「沖縄振興公共投資交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業)の一部改正について」(平成27年4月10日付け26地第526号農林水産事務次官通知)による改正前の沖縄振興公共投資交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業)(平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知)に規定するため池等整備事業を平成26年度までに実施している地区については、なお従前の例による。